



冬期間の 空き家の管理を しっかりと

これからの時期は、春に向けて少しずつ暖かくなり、落雪による事故が起こりやすくなります。空き家は、所有者や管理者の目が届きにくいいため、雪びが落下して隣の建物を壊したり、道路を塞いだりするなど、重大な事故につながることもあり、人命に関わることになるので取り返しがつきません。

所有する建物が原因で第三者に被害を与えた場合は、所有者や管理者が責任を負うこととなりますので、以下のことに注意して適正な管理をしてください。



冬期間の空き家管理のポイント

- ◆ 建物の状況を定期的に確認してください
- ◆ 自分で確認できない場合は、親類や近所の方などに依頼し、状態を把握するようにしてください
- ◆ 建物が損傷している場合は、建材が飛散しないように処置してください



- ◆ 周囲や道路に大きな雪びが落下しないよう、早めに落として除雪してください
- ◆ 屋根の雪が大量になるまで放置せず、雪下ろしをしてください



☞所有者などが分からず、適正な管理がされていない空き家については、建築指導係にご相談ください

【お問い合わせ】建築指導係 ☎ 2 1 2 1



空き家・空き地の 紹介と募集をしています



砂川市住み替え支援協議会では、空き家や空き地を買いたい、借りたい方への情報提供を市ホームページなどで行っています。

「住む人がいなくなり空き家を維持するのが大変!」「高齢で家や土地の管理が困難になってしまった」など、空き家や空き地をお持ちで売買や賃貸などの利活用を考えている方は、協議会の登録物件として市ホームページなどに掲載してみませんか?

登録に関するご相談は、砂川市住み替え支援協議会事務局にお問い合わせください。



☞市ホームページに「登録物件情報」
を掲載中!ぜひご覧ください!

砂川市 空き家 空き地

検索

【お問い合わせ】砂川市住み替え支援協議会事務局（住生活支援係内） ☎ 2 1 2 1